

松山市一般廃棄物処理施設の搬入基準

令和6年3月4日制定

令和7年4月1日改定

1. 目的

この搬入基準は、松山市の一般廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）への一般廃棄物の搬入に関し必要な事項を定め、処理施設での施設破損事故及び労働災害等を防止するとともに、ごみ処理業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

2. 処理施設

この搬入基準を適用する処理施設は、南クリーンセンター、西クリーンセンター、横谷埋立センター、大西谷埋立センター及び中島リサイクルセンターとする。

3. 遵守事項

処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) あらかじめ廃棄物を種類ごとに適正に分別し、処分先の処理施設に搬入すること。
分別の種類及び処分先は、松山市一般廃棄物処理実施計画（以下「実施計画」という。）に定めるとおりとし、廃棄物の荷姿は、原則、実施計画並びにごみ分別はやわかり帳に定める出し方のとおりとする。
- (2) 廃棄物の運搬に使用する搬入車両の点検整備を確実に行い、車両の故障及び事故がないように努めること。
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の車両運行等に関する法令を遵守すること。
- (4) 処理施設への搬入にあたって、廃棄物の処理に関する法令、労働安全に関する法令その他の関係法令等を遵守すること。
- (5) 処理施設の職員及び処理施設内の運転管理業務を受託した事業者の従業員（以下「施設職員等」という。）の指示及び指導に従い、搬入すること。
- (6) 処理施設内の通行区分、標識、表示等の指示に従うこと。
- (7) 安全に搬入及び荷下ろし作業が行える人数で搬入し、処理施設内では常に安全を確認して作業を行うこと。万一、処理施設内で事故等が発生した場合は、直ちに施設職員等に報告し、その指示に従うこと。
- (8) 自己の責めに帰すべき理由により処理施設等を損壊し、または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
- (9) 処理施設への搬入にあたって、廃棄物の飛散・流出等がないようにすること。また、廃棄物を飛散・流出させた場合は、自らその清掃を行うこと。
- (10) 処理施設のごみピットに廃棄物を直接投入する場合は、別表第1に定める安全作業基準に適合する方法により、かつ、立入禁止箇所（施設の表示の有無にかかわらず、ごみピット投入扉若しくは開口部から1メートルの範囲）に立ち入らず投入すること。

4. 搬入車両の基準

処理施設に搬入できる車両の基準は、次の各号のとおりとする。ただし、市長が特に認めた場合は、その限りでない。

- (1) 処理施設に設置する計量器で適正に計量できること。計量器の概要は別表第2のとおりとする。
- (2) 別表第3に掲げる処理施設ごとに同表に定める車両全長の範囲であること

5. 搬入することができない一般廃棄物

処理施設に搬入することができない一般廃棄物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 松山市の行政区域外で排出されたもの。ただし、可燃ごみ等処分業務委託契約に基づき松山市が処分を行う、契約先の市町の行政区域で排出されたものは、この限りでない。
- (2) 別表第4に定める排出禁止物
- (3) その他、市長が処理施設に支障があると認めるもの

6. 廃棄物の受入拒否等

市は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、処理施設への一般廃棄物の受入を拒否し、搬入者へ廃棄物の持ち帰り等必要な指示をすることができる。

- (1) 搬入者が、上記3. に規定する遵守事項に違反する行為をしたとき。
- (2) 搬入車両が、上記4. に規定する搬入車両の基準を満たさないとき。
- (3) 搬入者が、上記5. に規定する搬入することができない一般廃棄物を搬入したとき。
- (4) 搬入者が、搬入物検査を拒否したとき。
- (5) その他、市長が受け入れることが適当でないと認めたとき。

7. 廃棄物の受入中止

市は、次の各号に該当するときは、処理施設への一般廃棄物の受入を中止することができる。

- (1) 処理施設の点検整備または処理施設の設備の故障等により、廃棄物の受入ができなくなったとき。
- (2) 気象警報が発表されるなど荒天等により廃棄物の受入に支障が生じる恐れがあると判断したとき。
- (3) その他、市長が受け入れできないと認めたとき。

8. 搬入基準の見直し

この搬入基準は、法改正、条例改正、実施計画、搬入廃棄物の性状の変化などの社会情勢に合わせて、原則毎年見直しを行うこととする。

別表第1 安全作業基準

①クリーンセンターのごみピット付近で誘導等を行う場合は、ごみピット内への転落を防止する等の安全を十分に確保して行うこと。
②車両を車止め等に打ち当てその衝撃を利用する方法でごみを排出しないこと。
③排出方法がダンプ式の車両の場合は、ごみの排出時に急激にダンプしないこと。
④ダンプしてもごみが排出できない場合には、安全な位置まで車両を移動させてごみを取り除くこと。

別表第2 処理施設の計量器の概要

処理施設名	積載限界最大重量	トラックスケール寸法
南クリーンセンター	30トン	7.5m × 3.0m
西クリーンセンター	30トン	8.5m × 3.0m
横谷埋立センター	30トン	7.5m × 3.0m
大西谷埋立センター	25トン	7.5m × 3.0m
中島リサイクルセンター	30トン	7.5m × 3.0m

別表第3 搬入車両の全長の範囲

処理施設名	車両全長
南クリーンセンター	8.5m未満
西クリーンセンター	8.0m未満

別表第4 排出禁止物

容積、重量が著しく大きいもの
廃タイヤ（自転車の廃タイヤを除く。）
危険性のあるもの
有害性のあるもの
スプリングを使用したマットレス等の家具類
特別管理一般廃棄物
特定家庭用機器一般廃棄物
廃パーソナルコンピュータのブラウン管ディスプレイ
使用済自動車
廃密閉形蓄電池
廃消火器
廃F R P船
在宅医療廃棄物のうち注射針及び注射器並びに注射針を伴うもの
廃火薬類
廃二輪自動車